

環環対第8122号
令和4年3月28日

大和ハウス工業株式会社
代表取締役 芳井 敬一 様

さいたま市長 清水 勇人



意見書

さいたま市環境影響評価条例第39条第1項の規定により、(仮称)DPL浦和美園新築計画環境影響評価事後調査書(工事中)について、下記のとおり意見を述べます。

記

1 全体事項

- (1) 環境の保全のための措置の実施状況において、保全措置のより具体的な実施状況を記載すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大など、予測し得なかった影響が生じた場合は、その対応状況について記載すること。

2 大気質

- (1) 調査期間の選定理由については、季節変動の影響や測定局のデータなど、根拠を明らかにして記載すること。
- (2) 風向・風速の調査地点と各測定局との比較においては、考察を十分に行い、分かりやすい表現とすること。
- (3) 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果と事後調査結果の比較において、予測結果の年平均値と事後調査結果の期間平均値とを比較しているが、異なる期間の調査結果を比較する妥当性について説明すること。
- (4) 二酸化窒素の事後調査結果について、西原測定局と測定結果が同程度であり、工事の影響はないとのことだが、一般局よりは高い数値を示してい

るため、考察を十分に行い、分かりやすい表現とすること。また、事後調査実施までの選定経緯を記載するとよい。

(5) 大気質は降水の影響も受けることから、降水量の値も記載するとよい。

3 廃棄物等

廃棄物の処理にあたっては、排出事業者責任に基づき、廃棄物の処理状況を確認すること。

4 地域交通

交通安全対策については、引き続き周知や情報共有等を図ることにより、最大限安全への配慮を行うこと。